

平成 30 年度

第 6 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

平成30年9月7日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、平成30年度第6回農業委員会総会を大多喜町役場第3会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地転用許可後における計画承認申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 軽微な農地改良の届出について

報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

## <出席委員> (8名)

1番委員：加曾利益弘

2番委員：磯野義夫

3番委員：森 紀久嗣

4番委員：鈴木孝一

5番委員：渡辺忠洋

8番委員：矢代とみ江

9番委員：山口 豊

10番委員：押元康郎

## <欠席委員> (2名)

6番委員：吉野公博

7番委員：浅野幸男

## <出席職員>

事務局長 西川栄一 事務局 小高一哉、寺井絵里

## 開 会（午後 2 時 00 分）

局長（西川課長）

それでは、定刻となりましたので、只今より平成30年度第6回大多喜町農業委員会総会を開会します。

本日は8名の委員のご出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会会議規則第7条の規定によりまして会議は成立します。なお、欠席となっている2名の委員については、事前に連絡ありましたことを報告させていただきます。それでは、大多喜町農業委員会会議規則第8条の規定によりまして押元会長に議長をお願いいたします。

議長（押元会長）

議事日程3 議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は、4番の鈴木委員、5番の渡辺委員にお願いします。

それでは、早速ですが議事日程4の議事に入らさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

1ページをお開きください。議案第1号は3件ありますので、一括で説明させていただき、その後に1件ずつ審議をお願いしたいと思います。それでは、説明に入らせていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があるので、その可否について意見を求める。平成30年9月7日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号15、所在・地番 下大多喜地先外6筆、地目 田、地籍合計 10,594 m<sup>2</sup>、権利者 大多喜町○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 譲受人 申請地が借地で、現在耕作しているので、取得し自作するため。譲渡人 高齢で耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。権利内容、売買による所有権移転。

番号16、所在・地番 紙敷地先外12筆、地目 田、畑及び牧場、地籍合計 6,020.91 m<sup>2</sup>、権利者 大多喜町○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 譲受人 20年

程前から祖父と共に農業を行ってきたが、祖父が高齢のため自身が主として耕作を行っている。今後祖父による農地の維持管理は困難なため、祖父から農地を譲り受け、適正に耕作及び管理を行うため。譲渡人 譲受人の要望に応じる。権利内容、贈与による所有権移転。

番号 17、所在・地番 横山地先外1筆、地目 田、地籍合計 3,703 m<sup>2</sup>、権利者 大多喜町○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 譲受人 規模拡大のため。譲渡人 規模縮小のため。権利内容、売買による所有権移転。

こちらの案件の権利取得後の農業経営の実態につきましては3ページに記載されているとおりです。

また、本件は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。事務局からは、以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。議案第1号、番号15については、9番の矢代委員が現地調査を担当していただきましたので報告をお願いします。

矢代委員（9番）

資料3-15の案内図をご覧ください。

議案第1号、番号15について、権利者とお話をし、9月3日現地調査を行いましたのでご報告をします。

申請地の現況は、水稻を作付けしております。しかし、高齢のため年々管理が厳しくなっていることを権利者に話したところ、売買に快く応じてくれたそうです。この申請地周辺は権利者が広く耕作しているので、耕作に関しては全く問題ないと思われます。どうぞご審議の程よろしくお願いします。

議長（押元会長）

ありがとうございました。只今、矢代委員から現地調査の報告をいただきました。ご質問のある方は、お願いします。

議場

———— 質問・意見なし ————

議長（押元会長）

質問等が無いようですか、異議なしと認めてよろしいでしょうか。

議場

———— 異議なし ————

議長（押元会長）

異議なしの声をいただきました。番号15については、許可と言ふことで決定します。

続きまして、番号16にまいります。本件は、3番の森委員が現地調査を担当していただきましたので報告をお願いします。

森委員（3番）

私の方から議案第1号、番号16について説明させていただきます。

8月30日、義務者代理人、権利者及び農業委員会事務局の立会のもとに現地調査を行いました。申請箇所は、資料3-16の案内図のとおりとなっています。今回の申請は、生前贈与となっており、全ての申請農地を確認したところ、耕作を行っていました。したがって、特に問題となる事は無いと思われます。

議長（押元会長）

ありがとうございました。只今、森委員から現地調査の報告をいただきました。ご質問のある方は、お願いします。

山口委員（8番）

地目が牧場とあるのですが、酪農とかやっていたのでしょうか。

森委員（3番）

この牧場では以前から肉牛を飼っております。

議長（押元会長）

その他にご質問のある方はお願いします。

森委員（3番）

相続の関係だから、農業委員会の議案でないと思っていたのですが、今回の場合、なぜ議案として取り扱うことになったのか教えていただきたい。

事務局（寺井）

事務局から、説明させていただきます。

今回の申請の件ですが、生前贈与という所有権移転となります。祖父から孫に農地を譲るという案件でした。これが仮に祖父が亡くなつた後に、相続した場合には相続による届出で済むことになりますが、今回の場合はどうしても所有権移転が伴う生前贈与の事例となることから、議案として取扱うこととなりました。

議長（押元会長）

他にご質問のある方はお願いします。

議場

質問・意見なし

議長（押元会長）

質問等が無いようですか、異議なしと認めてよろしいでしょうか。

議場

異議なし

議長（押元会長）

異議なしの声をいただきました。番号16については、許可と言ふことで決定します。

続きまして、番号17にまいります。本件は、9番の矢代委員が現地調査を担当していただきましたので報告をお願いします。

矢代委員（9番）

資料3-17の案内図をご覧ください。

横山地先の申請地は、現在水稻を作付けしておりました。6月に耕作者が亡くなりましたが、義務者はその方に貸した覚えがないのに耕作されていたと言っていました。

また、賃貸借契約も結んでいない状態であったことから、義務者はこの辺りを広く耕作している権利者に売買の話を持ちかけたら、快く承諾したことでした。取得後も水田として利用するとのことですので、この件に関しては問題ないと思われます。

次に下大多喜地先の申請地ですが、現況は耕作放棄地となっています。しかし、権利者の方は、以前にも耕作放棄地を復田し、耕作している経験があるので心配いらないと言っております。この申請地は、耕作放棄地ですが、権利者は真面目に耕作している人なので問題無いと思われます。以上の2筆よろしくご審議の程お願いします。

議長（押元会長）

矢代委員から番号17の現地報告をいただきました。質問等のある方はお願いします。

矢代委員（9番）

補足ですが、最近、皆さんは、権利者の○○○○氏に田んぼを耕作してもらっている方がここにきて急に増えたと感じていると思いますが、○○○○氏は70歳を超えていますが、一生懸命に農業をやっています。一人ではなく、地域の

方の協力を得てやっています。こうやって、耕作できなくなつた水田を引き受けていただける、ありがたい方だと思います。

他の借り受けている水田は既に刈り取りが終了している状態です。○○○○氏においては、健康な限り、眞面目に耕作していただけだと私は思いました。

議長（押元会長）

他に質問等ござりますか。

議場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

番号17についてご異議ございませんか。

議場

異議なし

議長（押元会長）

議案第1号については、異議なしと認め、以上のとおり決定しました。

続きましていて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。それでは、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

4ページをお開きください。議案第2号につきましても3件ありますので、一括して説明させていただき、その後に1件ずつ審議をお願いしたいと思います。それでは、説明にさせていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成30年9月7日提出。大多喜町農業委員会会长 押元康郎。

番号16、所在・地番 横山地先、地目 畑、地積 263m<sup>2</sup>、農地種別 2種、農用地区域 外、権利者 大多喜町○○○○氏、義務者 東京都小平市○○○○氏、事由 申請地の向かい側に所有している賃貸住宅の入居者用の物置や車庫がなく、又駐車スペースも1台分しかなく不便なため、申請地を転用し、物置、車庫、駐車場としたい。

番号17、所在・地番 松尾地先外1筆、地目 田、地積合計 1,758 m<sup>2</sup>、農地種別 2種、農用地区域 外、権利者 東京都葛飾区○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由

太陽光事業を行うための土地を探していたところ、申請代理人から申請地を紹介され、実際に現地を見た結果、想定していた条件と一致した事と、日当たりが良かったため、太陽光事業の計画に至った。

番号 18、所在・地番 泉水地先、地目 畑、地積 188 m<sup>2</sup>、農地種別 2種、農用地区域 外、権利者 大多喜町○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 老夫婦二人で暮らしているが、庭が狭く、離れて暮らす子供たちや親戚等が来訪した際の駐車スペースが十分でなく、一時的に路上駐車することもあり、周囲に迷惑をかけているため、住居に近く道路に面している申請地を転用し、駐車場用地としたい。説明は以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。議案第2号、番号16については、私が現地調査を担当しましたので報告します。

資料5－16の案内図をご覧ください。

申請地は、10年ほど前から整地されており、現況は雑草が生い茂っていました。また、梅と柿が数本植わっていますが、管理されているとは言えない状態でした。権利者は、この土地を自分が経営している借家の駐車場と倉庫に使いたいと言っておりました。隣接地、環境面にも問題ないと思われます。どうぞよろしくご審議をお願いします。

議長（押元会長）

説明は以上です。質問等がありましたらお願いします。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（押元会長）

番号16についてご異議ございませんか。

議 場

————— 異議なし —————

議長（押元会長）

議案第2号、番号16については、許可相当として決定しました。

続きましていて、番号17にはいります。本件は、3番の森委員が現地調査を担当していただきましたので報告をお願いします。

森委員（3番）

番号17について報告します。昨日、現地確認に農業委員

会事務局の立会のもと調査してきました。申請地は、資料5－17の案内図のとおりとなっています。申請は2筆になっていますが、現況は1枚の水田となっていました。写真を見てもわかるとおり、作付けを行っていましたが、今年いっぱいで耕作を辞め、太陽光事業を行うとの事でした。

隣接する田も、近々太陽光事業を行うと言っていましたので、隣接農地、用水関係も関係なくなることから、この計画は問題ないと思われます。

議長（押元委員）

森委員の報告でした。番号17について、質問等のある方はお願いします。

議場

質問・意見等なし

議長（押元委員）

番号17についてご異議ございませんか。

議場

異議なし

議長（押元会長）

番号17については、許可相当として決定しました。

続きまして、番号18にはいります。本件は、私が現地調査を担当しましたので報告します。

この申請地は、資料5－18の案内図のとおりとなっております。公図でも判断できるとおり、県道を造った後の残地のようになっています。細長い三角の形状の土地であるため、有効に使える面積がわずかしかありません。現在は、畑として一部分を耕作しており、その他の場所は、木が生い茂っていて、やはり駐車場の部分として使用できるのもわずかな面積だと思われます。計画は、土地の表面を整地して4台の駐車場を確保するそうです。整地後の表面は、特にアスファルトを施工する計画では無いとの事です。したがって、雨水は自然浸透で対応すると聞いています。以上のことから、特に問題無いと思われます。よろしくご審議お願いします。

議長（押元会長）

番号18の報告をさせていただきました。質問等のある方はお願いします。

議場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

番号18についてご異議ございませんか。

議場

異議なし

議長（押元会長）

議案第2号については、異議なしと認め、以上のとおり許可相当として決定しました。

続きましていて、議案第3号 農地転用許可後における計画変更承認申請についてを議題とします。それでは、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

6ページをお開きください。議案第3号 農地転用許可後における計画変更承認申請について。下記のとおり、農地法第5条の規定による申請許可後の事業計画の変更について申請があるので、その可否について意見を求める。平成30年9月7日提出。大多喜町農業委員会会长 押元康郎。

番号1、所在・地番 小土呂地先、地目 畑、地積 539m<sup>2</sup>、農地種別 2種、農用地区域 外、権利者 いすみ市○○○○氏、義務者 埼玉県越谷市○○○○氏、事由 いすみ市で浄化槽、汚水処理プラントの保守点検及び清掃業を営んでいるが、大多喜拠点として、申請地及び隣接地の山林を一体利用し、貸倉庫を建築する計画であったが、この他申請地の隣接地一筆（宅地）を取得したことにより、建物の位置を変更したことと、新規顧客との契約手続き等のため、事務所機能が必要となり、用途を貸倉庫から貸事務所に変更したため（所有権移転、始末書付き）。

なお、事前に皆様に配布しました計画変更の添付書類資料に加えて、本日お配りしている議案第3号H35の11計画変更1事業計画書というものが最新の計画変更後の事業計画になりますので、併せてご覧いただきたいと思います。以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。議案第3号、番号1については、9番の矢代委員が現地調査を担当していただきましたので報告をお願いします。

矢代委員（9番）

H30年5月12日計画変更についての資料をご覧ください。

許可後における計画変更の承認申請について、申請地は、

資料の案内図のとおりとなっております。この土地は、実際に7月18日地目変更登記申請に係る登記官からの照会があり、事務局と権利者立会人のもと現地確認を行いました。地目を宅地に変更する申請があった場所ですが、平成29年度の時に転用許可されているそうです。それで、許可どおりの物が出来ていなかったので、このような許可後の計画変更承認申請に変わっております。既に貸倉庫より貸事務所に変更されておりますので、別に問題は無いと思います。よろしくご審議の程お願いします。

議長（押元会長）

矢代委員から番号1の報告が終わりました。質問等のある方はお願いします。

議場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

番号1についてご異議ございませんか。

議場

異議なし

議長（押元会長）

議案第3号については、異議なしと認め、以上のとおり決定しました。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは、事務局により説明願います。

事務局（寺井）

7ページをお開きください。議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。  
平成30年9月7日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

- 1 大多喜町農用地利用集積計画（案） 別添のとおり、
- 2 公告を予定する日 平成30年9月10日。

それでは、8ページ以降が利用集積計画（案）でございます。整理番号30-51、農用地利用集積計画各筆明細書、利用権を設定する土地・利用権の条件、所在地番 横山地先

外 1 筆、地目 田、地籍合計 1,787 m<sup>2</sup>、利用計画は水田として利用、賃借権の再設定であり、借賃 コシヒカリ 30 kg、利用権設定の期間 5 年、期間が平成 30 年 9 月 8 日から平成 35 年 9 月 7 日まで、借賃の支払 毎年 9 月 30 日までに持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。この他 3 件となります。

なお、借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は 13 ページに掲載のとおりです。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

議場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質問がないようです。第 3 号議案については、異議ございませんでしょうか。

議場

異議なし

議長（押元会長）

議案第 3 号については、以上のとおり決定しました。

議件は以上をもって終了となります。

続いて、報告事項について事務局よりお願ひします。

事務局（寺井）

14 ページをお開きください。報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出があったので報告する。平成 30 年 9 月 7 日 大多喜町農業委員会会長 押元貞夫。

番号 18、所在・地番 小土呂地先外 3 筆、地目 田及び畑、地籍合計 6,869 m<sup>2</sup>、登記原因・日付 相続 平成 30 年 3 月 3 日、権利者 千葉市○○○○氏。

15 ページをお開きください。報告第 2 号 軽微な土地改良の届出について。下記のとおり、届出があるので報告する。平成 30 年 9 月 7 日。大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 、所在・地番 下大多喜地先外 1 筆、地目 田、地

籍合計 3,226 m<sup>2</sup>、埋立後の利用 畑、土地所有者 大多喜町○○○○氏、工事期間 平成30年9月8日～平成30年12月20日まで。

報告第3号 農地の転用事実に関する照会について。下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があつたので報告する。平成30年9月7日大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号12、所在・地番 弓木地先外1筆、地目 畑及び田、地籍合計 655 m<sup>2</sup>、変更登記地目 宅地、登記原因・日付 年月日不詳地目変更、調査・報告地目 平成30年7月27日現地確認。照会地135番2の現況は、築20年以上と見られる古い居宅が建っていた。

照会地138番3の現況は、隣接する居宅の附属屋が建つておらず、従って2筆ともに長年宅地として利用されていたため、農地としての復元は困難と判断し、宅地として回答した。土地所有者の住所・氏名 大多喜町○○○○氏。

番号13、所在・地番 柳原地先外3筆、地目 畑、地籍合計 344 m<sup>2</sup>、変更登記地目 山林、登記原因・日付 年月日不詳地目変更、調査・報告地目 平成30年8月15日現地確認。照会地の現況は、杉、雑木等が茂り、既に20年以上経過しているようであった。従って農地としての復元は困難と判断し、山林として回答した。土地所有者の住所・氏名 大多喜町○○○○氏。

報告事項の説明については以上です。これで報告事項はすべて終了です。

議長（押元会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。つづいて、議事日程6のその他に入ります。

事務局から何かありますか。

局長（西川課長）

特にありませんが、委員さんの方から何かありますでしょうか。

議長（押元会長）

特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。

閉　　会（午後3時16分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年9月7日

会長 柳元康郎

署名委員 金木孝一

署名委員 渡辺忠洋